

番号	1
項目	<p>「部落差別解消推進法」が施行された中、これまで大阪府が進めてきた同和・人権教育の課題を踏まえ、教育委員会としても部落問題が人権教育の根幹だと認識していただいている。2023年度、同和問題を取りあげて実践した割合は、小学校で43%、中学校で34.1%、小中全体で40%である。この数値を教育委員会としてどのように把握しているのかを明らかにされたい。そのなかで、旧同和教育推進校以外の学校が何%なのか明らかにされたい。各学校園への「学校園における人権教育・啓発推進計画」の提出や集約、教職員向けポータルサイトへの部落問題学習の掲載などがあるが、どの時間を利用し実践するべきと考えているのかを示されたい。また、教育委員会として取り組んだ同和教育が、どのような効果があったのか、どのように効果測定をしているのかを明らかにされたい。今後の旧同和教育推進校への教員の加配等の支援のあり方と、「同和教育主担」の役割と位置づけ、必要性についての考えも明らかにされたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市では、これまで、人権尊重の意識を高め、実態から深く学ぶことを基本的な考え方として、同和・人権教育に取り組んできました。</p> <p>「部落差別解消推進法」は、同和問題（部落差別）の解消そのものを目的とする法律であり、すべての学校園において、発達段階に応じた取組を進めていく必要があります。</p> <p>2023年度に同和問題を取りあげて実践した割合は、「大阪府教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」の年度末評価より集計しております。旧同和教育推進校以外の学校で、同和教育を取り上げて実践した割合は、小学校で39.6%、中学校28.1%、小中全体で36.0%となります。</p> <p>「大阪府教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂（平成30年4月）し、各学校園においてより一層の人権教育の充実を図るため、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を明確にするなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示してまいりました。</p> <p>各学校園に対しては、年度末評価を実施する中で、計画及び実践を真摯に振り返り、次年度へつなげるよう指導しております。今後も引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画の立案ならびに具体的な取組の推進に努め、人権教育の深化・充実をめざしてまいります。</p> <p>人権教育主担は、各学校の現状を踏まえて様々な人権課題について総合的・体系的に学習を進めるなど、学校における人権教育の要として位置付けております。</p> <p>教員の加配等の支援のあり方につきましては、各学校・地域の実情に応じて、様々な教育課題に的確に対応し、教育活動の一層の充実が図られるよう、少人数授業等を行うために措置される指導方法工夫改善加配や、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上の特別な配慮を行う必要性に照らして措置される児童生徒支援加配等を今後も活用してまいりたいと考えております。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p>

番号	2
項目	<p>「差別を許さない」という社会の流れになっている中で、なおも差別が行われているのが現状である。「差別を許さない子ども」の育成にあたって、現場のもつ役割は大きいと考えている。そのことを踏まえ、教育ネットならびに同推協が、人権教育の推進と教育環境・教育条件の整備、「教育コミュニティ」づくりに関して果たしてきた役割については、評価していただいていると考えている。旧同和教育推進校だけでなく同推協に加盟する関係・関連校の管理職に対して、現在も部落差別が厳然とあり、学校でも差別が起こる可能性があること、部落差別に関する歴史的経過や解決に向けた施策や事業を正しく伝え、学校で差別をなくす取り組みがしっかりできるように、管理職に周知徹底されたい。そのためにも同推協活動に対する理解と教職員が積極的に参加や協力ができるよう指導してほしい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「住吉・住之江教育ネットワーク」並びに「住吉・住之江同和人権教育推進協議会」は、住吉・住之江区の教育関係者・保育関係者・保護者・地域が密接に連携し、人権教育の推進と教育環境・教育条件の整備に向けて、様々な取組を提案するとともに積極的に取り組まれ、その成果を地域・周辺校へと広めてこられました。特に、「住吉・住之江同和人権教育推進協議会」は1968年に「住吉同和教育推進協議会」として活動を始められ、57年目の年をむかえられております。</p> <p>本市の人権行政推進のための基本方針として示された「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においては、「人権尊重のまちづくりにむけた協働」がうたわれています。学習指導要領においても「社会に開かれた教育課程の実現」が盛り込まれており、教育委員会としても、今後ますます「住吉・住之江教育ネットワーク」「住吉・住之江同和人権教育推進協議会」が進めてこられた「教育コミュニティ」づくりが求められていると認識しております。</p> <p>そのため、いわゆる旧同和教育推進校に新たに赴任する管理職へは、内示後の3月下旬に、これまでの同和対策事業等の歴史的経緯や果たしてきた役割、差別事象への対応等の研修を実施しております。また、『「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画』を全ての教育活動の基盤となるべく一層充実したものとしていくことが必要であり、管理職のリーダーシップのもと、全ての教職員が主体的・積極的に人権教育並びに人権啓発を推進するよう指示してまいります。</p> <p>総合教育センターでは、新任教員研修（1年目）においては、部落差別の歴史的経過や部落差別解消法等について、新任教員研修（2年目）においては、市内8地域に分かれて人権研修を実施し、部落差別を中心とする各地域の特性に応じた人権課題について学ぶ機会を作っております。また、今年度は、リパティおおさかの資料を展示する「人権パネル展」も総合教育センターにおいて開催いたしました。一方、教職員地域研修においては、人権教育講演会、人権教育実践交流会を各区において集合で実施しております。部落差別を中心とするさまざまな人権課題についての認識を深めるとともに、他校園の実践に触れることで人権感覚を高めることに役立てております。なお、教職員地域研修の一部については副校長・教頭・幼稚園主任研修にも位置づけており、管理職の参加も必須としております。さらに、令和3年度より、管理職を含めた全教員対象の人権教育研修を必修で実施しております。今年度は、近年増加が顕著な「日本語指導が必要な児童生徒」の現状を踏まえ、「子どもと子どもをつなぐー外国からきた子どもたちへの支援ー」をテーマとした研修を、オンデマンド配信により実施しております。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128  教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457</p>

番号	3
項目	<p>学校選択制が導入されてから今年度で11年目となる。学校選択制により通学距離が長くなり、不登校生徒や支援を要する児童・生徒への登校支援等が困難になっている。また、学級数が不安定になり、教員定数にも影響を及ぼしている。選択した学校と災害が起きた際の避難場所が違ってくことで災害時での対応が十分にできないという危機管理上の問題もある。地域とのつながりも薄くなり、「地域の子は地域で育てる」といった概念が破綻している。学校選択制を希望する理由には様々あるが、特定の児童・生徒を避けて学校選択制を利用している保護者や、風評により校区外の学校を選択している保護者もいる。学校選択制が忌避意識を助長していると考える。以上の観点から、学校選択制の廃止を求めたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>学校選択制は、子どもや保護者が意見を述べ学校を選ぶことができること、そのために子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つことにより、学校側も特色ある学校、開かれた学校づくりが進むことを期待されるメリットとして、平成24年度に様々な関係者にご参加いただき熟議を行い制度化しました。</p> <p>平成26年度入学から各区において順次導入したところですが、導入時に学校選択制を利用した児童・保護者が令和2年度に初めて中学校入学時に学校選択制を利用すること等から、制度の検証を行うために、令和2年度から令和3年度に保護者だけでなく、学校や地域関係者の方々にもアンケートを実施し、外部有識者によるデータ分析の助言や学校長との意見交換を行い、令和5年3月に検証報告書を取りまとめたところです。</p> <p>学校選択制にかかる課題については、関係部署に学校選択制における検証報告を行うなど、連携により取組を進めているところです。</p> <p>学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことと考えております。学校においては人権教育を推進するとともに、積極的な啓発活動等に継続して取り組んで行く必要があると考え、保護者に配付する学校案内等においても昨年度に引き続き区役所等と連携し、啓発等の取組を引き続き進めております。</p> <p>また、保護者が学校選択を行うにあたって、学校の情報を正しくご理解いただく必要があることから、学校説明会や学校公開、あるいは学校ホームページを通じて、学校の状況や取組を積極的な情報の発信に努めてまいります。</p> <p>通学の安全や学校の負担軽減においては、各関係部署とも情報共有とともに検討を依頼し、引き続き取組を依頼しております。</p> <p>災害時の対応については、毎年教育委員会から年度当初に大阪市地域防災計画共通編・対策編及び同資料編に定める、校長が下校措置又は臨時休業措置の判断を行うときに従うべき「非常変災時の措置基準」、「災害発生時における児童・生徒の保護者等への引渡しに関するルール」などを示すものを通知しております。また、各学校において学校安全管理マニュアルを策定しているところです。</p> <p>今回の検証によって、適正規模を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られ、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあります。</p> <p>保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきていますが、課題のある学校に対し学校長との意見交換を実施し、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等に区と連携して重点的に支援を行ってまいるとともに、学力課題の大きい学校に対して、子どもたちの学習習慣や基礎学力の定着に向け、重点的な個別支援を行う等、課題解決に向けて、多方面からの支援策を講じてまいります。</p>
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9114</p>

番号	4
項目	<p>以下の理由からチャレンジテストの廃止を求めたい。チャレンジテストで個人や学校での評定の公平性を担保しているとのことだが、その結果を気にして学力の低い子が「自分が受けたら全体が不利になる」という考えから受験を欠席する子どもがいたり、「学力が低い子が受験しなければ自分たちに有利になる」という発言をする子どもがいたりしており、学力によって生徒間の分断が起こっている現状がある。「チャレンジテストだけ頑張れば学校生活は好きに振舞っていい」という発言をする生徒もいる。今の制度では、特別支援在籍の子どもや外国籍の子どもの排除に繋がる恐れがあり、欠席数の増加に繋がっていると考えられる。以上の現状からこのテストの結果で評定を決定するのはやめるべきである。大阪市はこのような事態を「共に学び、共に育ち、共に生きる」という観点から、どのように受け止めているのかをお聞かせいただきたい。そして、チャレンジテスト制度の廃止を大阪府へと求めたいので、その働きかけを共に行っていただきたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>中学生チャレンジテストにつきましては、大阪府教育庁が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るため、併せて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するために実施しております。</p> <p>さらに、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めることを目的として実施しております。</p> <p>また、本市では、129校の中学校と1校の義務教育学校を所管することから、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要があるため、中学生チャレンジテスト（3年生）の結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認するとしております。</p> <p>本市教育委員会としましては、今後も大阪府教育委員会と連携し、生徒の適切な評価について検討してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 初等・中学校教育グループ 電話：06-6208-9186

番号	5		
項目	<p>特別支援学級の人数配置は法律に基づいて定められているが、支援を要する子どもは多種多様になってきており、障がいの重度化、多様化、複雑化、また個別対応が必要な子どもへの対応など、一人ひとりに合った学習支援を行う必要がある。また、保護者からの要望も非常に多くなってきており、それに対応できる教員やサポーターの数が明らかに不足している。このような問題を抱える学校は多く、インクルーシブ教育の充実を図ることは困難な状況だ。大阪市は「共に学び、共に育ち、共に生きる」という理念を掲げているが、現状では人的および施設的に不十分な部分が多く、理念と現実との乖離が大きい。インクルーシブ教育を進める上で、大阪市の課題をどのように捉え、解決していくのかを示されたい。また、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍している学校では、支援ニーズが高まっている。現在の週2回の看護師の配置では子どもの安全を保障することは難しく、専門的な知識を持った看護師を常時配置されたい。</p>		
	<p>(回答)</p> <p>本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を大切にし、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援ができるよう、通常学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めております。</p> <p>教育委員会では、特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化をふまえ、校長とのヒアリングを通じ、障がい種別に応じた特別支援学級の設置を行っております。教員の人的措置につきましては、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>加えて、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、特別支援教育サポーターの適切な配置に努めております。</p> <p>また、学びの充実に向け、教員の障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、専門的な視点で助言を行う巡回指導の他、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ICTを活用した学習を推進してまいります。</p> <p>看護師の配置につきましては、教員と看護師が連携して、医療的ケアの校内体制構築をめざし、学校で学ぶ医療的ケアの必要な児童生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう適切な配置に努めます。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話：06-6327-1009
	教育委員会事務局 教務部	教職員人事担当	電話：06-6208-9125

番号	6	
項目	<p>不登校児童・生徒の人数が増えている傾向にある。教育委員会は、この不登校児童・生徒が増えている原因をどのようにとらえているのか、子ども支援の制度の現状をどう考えているのかを、示されたい。私たちが考える原因としては、個別の課題もあるが、これまでの項目で述べたことが関連し、今、学校が「行きたい学校」「安心できる居場所」ではなくなってしまうのではということである。教育の本当に大切な根幹は何か、大阪市の教育施策を見直す必要があると考えているが、その点においても、考えを示していただきたい。不登校に対する関係諸機関との連携として大阪市のこどもサポートネットなどあるが、現状としては機能していない。より、連携機能を高めるために、スクールソーシャルワーカーの配置は、モデル校での実施と同様に全校での常置配置をされたい。また、スクールカウンセラーについても、常置配置を強く希望する。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>本市における不登校児童生徒の数は、全国同様増加しており、教育委員会といたしましても、生活指導上の課題であると認識しております。その要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>本市における不登校児童・生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や、早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人ひとりの実態に応じた支援に取り組む必要があると認識をしております。</p> <p>今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。</p> <p>令和2年度より、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を全市24区すべてに学校数に応じて1～2名を配置しました。さらに、令和5年度よりSSWの増員を行い、現在はすべての行政区に2～4名を配置しております。</p> <p>その活動として、不登校を含めたさまざまな学校からの相談や派遣依頼に基づき、連携すべき関係機関等やその連携方法等について指導・助言を行っております。</p> <p>いじめや不登校等のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見、早期解決のために、平成21年度より全中学校にスクールカウンセラーを配置し、令和4年度より学校生活における悩みだけでなくヤングケアラーなど家庭のことを含め相談しやすいように増員し、すべての市立小中学校への配置ができる体制となりました。</p> <p>令和4年度から令和6年度に合計91人のスクールカウンセラーを増員したことにより、令和6年度には、中学校については概ね週1回程度、小学校については概ね2週間に1回以上の相談体制が整いました。今後も、こどもたちの悩みや不安など相談ニーズに対して、関係諸機関と連携しながら相談支援の充実に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）</p> <p>こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当</p>	<p>電話：06-6208-9174</p> <p>電話：06-4301-3181</p>